

平成30年

第3回市議会定例会 議案第21号

平成29年度函館市公共下水道事業会計剰余金の処分について
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定
により，平成29年度函館市公共下水道事業会計で生じた剰余金を下記
のとおり処分することについて，議会の議決を求める。

平成30年9月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

記

平成29年度函館市公共下水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	円 2,637,489,795	円 1,288,112,679	円 3,035,045,532
議会の議決による処分数額	943,919,582		△943,919,582
資本金への組入れ	943,919,582		△943,919,582
条例第7条による処分数額			
処分後残高	3,581,409,377	1,288,112,679	(繰越利益剰余金) 2,091,125,950

(注) 表中の「条例」は函館市公営企業の設置等に関する条例(昭和41年函館市条例第51号)
を指す。

(根拠規定)

地方公営企業法第32条第2項